佐賀県告示第305号

佐賀県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年佐賀県告示第392号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月10日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（委員長） **第４条**　略 ２　略 ３　委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。	（委員長） **第４条**　略 ２　略 ３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は出納局会計課に勤務する職員がその職務を代理する。

附　則

この告示は、令和８年11月11日から施行する。